

健 康 管 理 要 領 (例)

(目 的)

第1 この要領は事業所における健康管理組織を確立し責任体制の明確化及び自主的活動を促進する措置を講じ、健保組合と連携のもとに職員の健康を確保するとともに快適な作業環境を形成することを目的とする。

(職員の義務)

第2 職員は常に摂生を心がけ、疾病を予防し、心身に異常を覚えるときは速やかに医師の診断を受け、疾病の早期発見と早期治療につとめ、その健康を保持増進するようにしなければならない。

(健康管理責任者及び健康管理担当者)

第3 職員の健康管理のため、健康管理責任者（以下責任者という。）と健康管理担当者（以下担当者という。）をおく。

2. 責任者は事業主が任命した者をあて、担当者は衛生管理者の資格を有する者又は、責任者の指名する者とする。

(責任者の任務)

第4 責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健康に異常ある職員の発見と、それに関する処置
- (2) 勤務条件、施設その他の勤務環境と保健衛生上の調査、研究及び対策
- (3) 衛生教育及び健康指導
- (4) 救急用具及び健康指導
- (5) 職員の血液型の登録、管理
- (6) レクリエーション及び保養の計画樹立
- (7) 健康管理に関する記録及び統計の整備保存
- (8) 健康保険組合との連携
- (9) その他職員の健康管理に関する事項

(担当者の任務)

第5 担当者は責任者の指示を受け、職員の保健衛生に関する業務に従事する。

(秘密の保持)

第6 責任者及び担当者は、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(健康診断の実施)

第7 職員の健康管理のため労働安全衛生規則（以下安衛則という。）第44条の規程に基づく定期健康診断を1年以内ごとに1回定期に実施しなければならない。

2. 前項に規定する健康診断（以下健診という。）は随時実施するようにしなければならない。

3. 伝染病が流行し、もしくは流行のおそれのあるとき、又は責任者が必要と認めたときは随時健康診断を実施しなければならない。

(健診の種類及び項目)

第8 健診の種類は、定期健康診断、人間ドック、巡回ドック、生活習慣健診等と精密検査とする。

2. 健診の項目は健康保険組合の定めるもの及び法令に規程あるものは、その規程に基づく健診項目とする。
3. 精密検査は、健診の結果、要精検と指示されたものについて実施する。

(健診の受診)

第9 職員はこの要領の定めるところにより、健診を受けなければならない。

2. 責任者は、出張、その他やむを得ない理由により健診を受けなかった職員に対し、別に期日を指示して健診を受けさせなければならない。

(療養の指示区分及び処理)

第10 健診の結果、健康保険組合又は医師から別表（1）の指示区分を受けたときは、責任者はその職員にその旨を伝え、指示区分に従って必要な処置を行うものとする。

(健康異常者に対する指導等)

第11 健康異常者とは、別表（2）の指導区分表に該当する者をいう。

2. 担当者は、入院、通院中の職員について、適正な療養生活の指導につとめ、そのつど責任者に報告しなければならない。

(健康異常者の義務)

第12 指示区分Dに属する職員は、医師ならびに責任者の指示に従い療養に専念しなければならない。

2. その他の指示区分を受けた職員は、医師ならびに責任者の指示に従い健康の回復につとめなければならない。

(健診によらざる場合の発病者の処置)

第13 健診によらず、他の診療により発見された疾病者についても、第10から第12の規定を準用する。

(伝染病予防対策)

第14 責任者は、流行のきざしある疾病については、事前に予防措置を講ずるとともに、伝染病の疑いがあると判断された場合は速やかに受診させ、伝染病と診断されたときは保健所又は市町村へ届け出て、その指示に従わなければならない。

(精神健康対策)

第15 責任者は、職場環境の改善、良好な人間関係の促進につとめ、職員の精神の健康を積極的に保持増進するようにしなければならない。

(衛生教育)

第16 責任者は、職員の保険衛生思想の向上をはかるため、講演会その他の方法により、積極的に衛生に関する教養を高め、保健知識の普及と向上につとめなければならない。

(環境衛生)

第17 責任者は、事務所及び附属施設について常に適切な換気、採光、照明、温度、湿度の維持な

らびに塵埃、及び騒音の防止等について点検しなければならない。

(レクリエーション等)

第18 責任者は、職人の健康保持増進を図るため体育活動、レクリエーション、その他の活動についての便宜を供与する等、必要な措置を講ずるようつとめなければならない。

2. 責任者は、職員の健康保持増進を効果的に推進するため体力づくり指導者を指名することができる。

(救急用具等)

第19 責任者は、傷病者の応急手当に必要な救急用具と衛生材料を整備保管し、その設置場所及び使用方法を職員に周知しておかなければならない。

(健康管理委員会)

第20 職員の健康管理、職場の衛生管理等に関し、事業主の諮問に応じ又は建言するため、健康管理委員会（以下委員会という。）を設置する。

(委員会の構成)

第21 委員会は委員長1人、委員〇人をもって構成する。

2. 委員長は衛生管理者及び、その他職員とするも、委員の半数は労働組合（組合のない場合は、職員の過半数を代表するもの）の代表とし、他は事業主の指名による。

4. 事業主は産業医を委員として指名することができる。

(委員会の開催)

第22 委員会は毎月1回以上開催するようにしなければならない。

(健診の結果報告)

第23 定期健康診断を行ったとき（50人以上の事業所）は、安衛則第52条の規定に基づき所轄労働基準監督署長へ届け出なければならない。

(衛生管理者の選任報告)

第24 衛生管理者を選任したとき（50人以上の事業所）は安衛則第7条の規定に基づき所轄労働基準監督署長へ届け出なければならない。

(産業医の選任報告)

第25 産業医を選任したとき（50人以上の事業所）は安衛則第13条の規定に基づき所轄労働基準監督署長へ届け出なければならない。

(健康診断個人票の保存)

第26 健康診断個人票の記録は常に整備しておくとともに、完結の日から少なくとも5年間は保存しておかなければならない。

(衛生日誌)

第27 担当者は毎日衛生日誌（様式1号）の記録をし、責任者に報告しなければならない。

附 則

この要領は平成 年 月 日から施行する。

別 表（１）

指 示 区 分 表

区 分		区 分 内 容	必 要 な 処 置
生 活 （ 及 び 勤 務 ） 面	D	（ 要 作 業 ） 勤務を休ませ、作業の必要がある者	就寝、心身の安静をとり、栄養保温に十分注意し、運動を禁止する。 休暇または休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させない。
	C	（ 要 軽 業 ） 日常生活と勤務に制限を加える必要がある。	安静時間を設け、夜ふかし、過激な運動はしない。 勤務場所または職務の変更、勤務時間の短縮などの方法で勤務を軽減し、かつ深夜勤務、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務をさせない。
	B	（ 要 注 意 ） 日常生活と勤務をほぼ正常に行ってよい者。	夜ふかし、過激な運動はしない。 深夜勤務、時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務をさせない。
	A	（ 正 常 ） 全く正常生活でよい者。	日常生活と勤務に制限を加える必要はない。
医 療 面	1	（ 要 医 療 ） 医師による直接の医療行為を必要とする者	必要な医療を受けること。
	2	（ 要 観 察 ） 医師による直接の医療行為は必要ないが定期的に医師の観察指導を必要とする。	必要な検査、指導を受けること。
	3	（ 観 要 ） 医師による直接、間接の医療行為を必要としない者	医療または検査の措置を必要としない。

別 表（２）

指 導 区 分 表

指 導 区 分	要 休 業	要 軽 業	要 注 意	摘 要
	D ～ 1 D ～ 2	C ～ 1 C ～ 2	B ～ 1 B ～ 2	別表（１）により該当する必要な処置をとること。

(様式1号)

衛 生 日 誌

年 月 日 (曜)		健 康 管 理 担当者氏名		⑩			責 任 者 印	
天 候			測 定 場 所					
			正 午	気 温				
				湿 度				
出 欠 勤 の 状 況								
職 員 数		在籍者数	出 勤 者	欠 勤 者		出 勤 率		備 考
				病 欠	請 暇			
	男							
	女							
計								
巡回状況		事務所	店 舗	工場		工場	倉 庫	備 考
異常の有無		有 無	有 無	有 無		有 無	有 無	
実施事項及び意見								
行事連絡・報告事項								
そ の 他								